



2026 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 日 新 商 事 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 筒井 博昭
(コード番号 7490 東証スタンダード市場)
問 合 わ せ 先 取締役常務執行役員 伊藤 真
(T E L . 0 3 - 3 4 5 7 - 6 2 5 4)

株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、2026 年 9 月 10 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2026 年 9 月 10 日から 2026 年 10 月 8 日までの間、整理銘柄に指定された後、2026 年 10 月 9 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

I. 本臨時株主総会の開催日時及び場所

1. 開催日時

2026 年 9 月 10 日（木）午前 10 時

2. 開催場所

東京都港区芝浦一丁目 12 番 3 号 Daiwa 芝浦ビル 4 階
日新商事株式会社 本社会議室

II. 本臨時株主総会の付議議案

決議事項

第 1 号議案：株式併合の件

第 2 号議案：定款一部変更の件

III. 株式併合について

1. 株式併合の目的及び理由

当社が 2026 年 5 月 11 日付で公表した「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、株式会社 EDIAND（以下「公開買付者」といいます。）は、当社株式を非公開化することを目的として、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。

本意見表明プレスリリースに記載のとおり、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、ENEOSホールディングス株式会社（所有株式数：1,140,000株、所有割合（注1）：17.07%、当社の第1位株主。以下「ENEOSホールディングス」といいます。）及び株式会社日新（所有株式数：990,000株、所有割合：14.83%、当社の第2位株主。以下「日新」といいます。以下、ENEOSホールディングス及び日新を総称して「本不応募合意法人株主」といいます。）との間で、2026年5月11日付で公開買付不応募契約をそれぞれ締結し、それぞれが所有する当社株式の全て（所有株式数：合計2,130,000株、所有割合：合計31.90%、以下「本不応募合意株式（本不応募合意法人株主）」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には、会社法第180条に基づき当社株式に係る株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本臨時株主総会において、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意法人株主のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）に関連する各議案に賛成する旨を合意しているとのことです。また、公開買付者及び当社は、本スクイーズアウト手続後に本不応募合意法人株主の所有する本不応募合意株式（本不応募合意法人株主）の全てについて自己株式取得を実施すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を予定しております。本自己株式取得における本自己株式取得価格については、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意法人株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額以下となる金額に設定することにより、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図し公開買付者から本不応募合意法人株主に提案したもののことです。本自己株式取得価格は本株式併合前の当社株式1株当たり、ENEOSホールディングスについては1,980円、日新については1,987円を予定しているとのことです（注2）。なお、筒井博昭氏は、本自己株式取得が完了し、当社が有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、筒井博昭氏の所有する公開買付者の普通株式（100株）を、2026年7月頃に設立する当社の創業家一族の資産管理会社（以下「筒井家資産管理会社」といいます。）に対して譲渡（以下「本譲渡」といいます。）することを予定しているとのことです。そして、本譲渡後に、公開買付者を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを予定しているとのことです。

（注1）「所有割合」とは、当社が2026年5月11日に公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数（7,600,000株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（923,556株）を控除した株式数（6,676,444株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

（注2）本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意法人株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額以下となる金額に設定しているところ、ENEOSホールディングスと日新とでは、法定実効税率及び税務上の取得簿価が異なることから、自己株式取得価格にも差異が生じているとのことです。

また、公開買付者は、筒井博昭氏の親族である、丸岡絵里子氏（所有株式数：29,500株、所有割合0.44%。以下「本不応募合意個人株主」といい、本不応募合意法人株主と本不応募合意個人株主を総称して「本不応募合意株主」といいます。）との間で、2026年5月11日付で公開買付不応募契約を締結し、本不応募合意個人株主が所有する当社株式の全て（所有株式数：29,500株、所有割合：0.44%。以下「本不応募合意株式（本不応募合意個人株主）」といい、本不応募合意株式（本不応募合意法人株主）と本不応募合意株式（本不応募合意個人株主）を総称して「本不応募合意株式」（所有株式数：合計2,159,500株、所有割合：合計32.35%）といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において、本スクイーズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨を合意しているとのことです。

さらに、公開買付者は、筒井博昭氏（所有株式数：220,400株、所有割合：3.30%）、筒井博昭氏の親族

である筒井俊輔氏（所有株式数：34,600 株、所有割合：0.52%）及び筒井和枝氏（所有株式数：29,500 株、所有割合：0.44%。以下筒井博昭氏、筒井俊輔氏及び筒井和枝氏を総称して「本応募合意株主（再出資）」といいます。）との間で、2026 年 5 月 11 日付で公開買付応募契約をそれぞれ締結し、それぞれが所有する当社株式の全て（所有株式数：合計 284,500 株、所有割合：合計 4.26%）について、本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。また、公開買付者は、本応募合意株主（再出資）との間で、本応募合意株主（再出資）が、その議決権の全てを保有する会社として 2026 年 7 月頃に設立する筒井家資産管理会社を通して、本公開買付けへの応募により取得した対価の範囲内で、その一部を公開買付者に再出資すること（以下「本再出資」といいます。）に合意しているとのことです。筒井家資産管理会社への資金提供の方法については、筒井博昭氏が筒井家資産管理会社の普通株式全ての引受け及び筒井家資産管理会社に対する融資を実施するとともに、筒井俊輔氏及び筒井和枝氏は、筒井家資産管理会社の議決権を伴わない優先株式の引受け又は筒井家資産管理会社に対する融資のいずれか、若しくはこれらの双方の方法により資金提供を行うことを予定しているとのことです。筒井家資産管理会社は、当該資金を原資として、公開買付者に対する出資を行うことを想定しているとのことですが、本再出資の条件、時期等の詳細については現時点では未定とのことです（注 3）。

（注 3）本再出資における公開買付者の株式 1 株当たりの払込価額を決定する前提となる当社株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格である 2,210 円（但し、本スクイーズアウト手続として本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことです。）とし、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本公開買付価格より低い価格による発行は行われまいとのことです。

そして、当社が 2026 年 6 月 23 日付で公表した「株式会社 EDIAND による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、2026 年 5 月 12 日から 2026 年 6 月 22 日まで本公開買付けを実施した結果、2026 年 6 月 29 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株式 3,921,070 株（所有割合：58.73%）を保有するに至りました。

本取引の目的及び背景の詳細は本意見表明プレスリリースにおいてお知らせしたとおりですが、以下改めてその概要を申しあげます。なお、以下の記載のうち公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

（1）検討体制の構築の経緯

当社は、2026 年 1 月 26 日に筒井博昭氏より、筒井博昭氏が本取引を申し入れた背景や目的、本取引に係るスキームを記載した法的拘束力を有しない意向表明書（以下「本提案書」といいます。）の提出を受けたことから、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」、「②当社における独立した法律事務所からの助言」及び「③当社における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言」に記載のとおり、本取引における当社及び当社取締役会の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するために、2026 年 1 月 27 日開催の当社取締役会決議により、公開買付関連当事者（筒井博昭氏、公開買付者、当社、本応募合意株主、本応募合意株主（以下において定義します。）及び本応募合意株主（再出資）を総称していいます。以下同じです。）から独立したリーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を、公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社 AGS コンサルティング（以下「AGS」といいます。）を、また、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関として東京共同会計事務所をそれぞれ選任いたしました。

さらに、当社は、本取引がマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、当社又は当社の一

般株主との間に構造的な利益相反の問題が存在するため、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2026年1月27日開催の当社取締役会決議に基づき、本取引の提案を検討するための特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。委員の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築いたしました。

その後、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2026年2月10日開催の本特別委員会において、当社のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるAGS及び当社の第三者算定機関である東京共同会計事務所についてその独立性、専門性及び実績に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。加えて、当社は、2026年1月26日付で筒井博昭氏から本提案書を受領して以降、公開買付者、本応募合意株主、公開買付者が2026年5月11日付で公開買付応募契約をそれぞれ締結し、それぞれが所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨を合意した応募合意株主（以下「本応募合意株主」といいます。）、及び本応募合意株主（再出資）から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築するとともに、2026年2月10日、かかる検討体制に独立性・公正性の観点から問題ないことについて本特別委員会の承認を受けております（当社における独立した検討体制の構築についての詳細は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑥当社における独立した検討体制の構築」をご参照ください。）。

（2）検討・交渉の経緯

当社は、上記の体制の下、当社の経営環境及び事業の状況等を踏まえ、本取引の是非や本公開買付価格を含む本取引の諸条件の公正性について、TMI総合法律事務所、AGS及び東京共同会計事務所からの助言を受けながら、公開買付者との間で継続的に協議及び交渉を行い、慎重に検討を行ってきました。

具体的には、当社は、2026年1月27日に本特別委員会を設置して以降、本特別委員会における検討・協議を進めました。本特別委員会は、2026年2月25日、筒井博昭氏に対して本取引の背景・目的、公開買付者が本取引後に実施することを想定している施策及びその他本取引の諸条件等を含む書面による質問事項を送付し、2026年3月6日に書面による回答を受領しました。本特別委員会は、当該回答内容を検討の上、2026年3月9日に筒井博昭氏に対して本取引のストラクチャー、当社株式を非公開化することによる当社事業への影響及び公開買付者が本取引後に実施することを想定している施策等を含む書面による追加質問事項を送付し、2026年3月11日に書面による回答を受領しました。さらに、本特別委員会は、2026年3月11日に筒井博昭氏と直接面談を実施し、当該質問事項及び当該追加質問事項に対する回答を踏まえ、質疑応答を行いました。

また、本公開買付価格については、当社は、2026年4月3日に筒井博昭氏から、当社が本取引公表後を基準日とする配当を行わないことを前提として、本公開買付価格を1,850円とする旨の提案を受けて以降、筒井博昭氏及び公開買付者との間で上記「(1)検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、協議・検討を重ねてきました。

具体的には、2026年4月3日、筒井博昭氏より、本公開買付価格を1,850円（同提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,254円に対して47.53%（小数点以下第

三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値 1,289 円 (小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)) に対して 43.52%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 1,288 円に対して 43.63%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値 1,269 円に対して 45.78%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。) とする旨の初回の価格提案書を受領しました。これに対して、2026 年4月7日、本特別委員会は、当社株式の株式価値に係る試算結果の報告内容、2025 年4月7日から 2026 年4月6日までの当社株式の市場価格の動向及び当社のビジネスの将来見通しを総合的に勘案し、当該提案価格は、一般株主の期待に応えられる水準とは相当に乖離があるとして、提案価格の引上げを要請しました。

その後、2026 年4月9日、筒井博昭氏より、当社の財務状況や直近の株価推移、過去の類似するMBO事例におけるプレミアム水準等を踏まえて、本公開買付価格を 1,950 円 (同提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値の 1,274 円に対して 53.06%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値 1,288 円に対して 51.40%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 1,289 円に対して 51.28%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値 1,267 円に対して 53.91%のプレミアムが加えられた価格です。) とする旨の第2回目の価格提案書を受領しました。これに対して、本特別委員会は、2026 年4月10日、当社株式の株式価値に係る試算結果の報告内容、2025 年4月10日から 2026 年4月9日までの当社株式の市場価格の動向及び当社のビジネスの将来見通しを総合的に勘案し、当該提案価格は、一般株主の期待に応えられる水準とは相当に乖離があるとして、提案価格の引上げを要請しました。

その後、2026 年4月16日、筒井博昭氏より、当社の財務状況や直近の株価推移、過去の類似するMBO事例におけるプレミアム水準等を踏まえて、本公開買付価格を 2,050 円 (同提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,275 円に対して 60.78%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値 1,282 円に対して 59.91%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 1,287 円に対して 59.29%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値 1,265 円に対して 62.06%のプレミアムが加えられた価格です。) とする旨の第3回目の価格提案書を受領しました。これに対して、本特別委員会は、2026 年4月17日、当社株式の株式価値に係る試算結果の報告内容、2025 年4月17日から 2026 年4月16日までの当社株式の市場価格の動向及び当社のビジネスの将来見通しを総合的に勘案し、当該提案価格は、依然として一般株主の期待に応えられる水準とは乖離があるとして、提案価格の引上げを要請しました。

その後、2026 年4月20日、筒井博昭氏より、当社の財務状況や直近の株価推移、過去の類似するMBO事例におけるプレミアム水準等を踏まえて、本公開買付価格を 2,120 円 (同提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,252 円に対して 69.33%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値 1,275 円に対して 66.27%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 1,286 円に対して 64.85%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値 1,265 円に対して 67.59%のプレミアムが加えられた価格です。) とする旨の第4回目の価格提案書を受領しました。これに対して、本特別委員会は、2026 年4月23日、当社株式の株式価値の試算結果、2025 年4月23日から 2026 年4月22日までの当社株式の市場価格の動向及び当社のビジネスの将来見通し等を総合的に勘案し、第4回提案価格は、依然として一般株主の期待に応えられる水準とはいえないとして、提案価格の引上げを要請しました。

その後、2026 年4月24日、筒井博昭氏より、当社の財務状況や直近の株価推移、過去の類似するMBO事例におけるプレミアム水準等を踏まえて、本公開買付価格を 2,170 円 (同提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,258 円に対して 72.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値 1,267 円に対して 71.27%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 1,283 円に対して 69.13%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値 1,264 円に対して 71.68%のプレミアムが加えられた価格です。) とする旨の第5回目の価格提案書を受領しました。これに対して、本特別委員会は、2026 年4月27日、当社株式の株式価値の試算結果、2025 年4月25日から 2026 年4月24日までの当社株式の市場価格の動向及び当社のビジネスの将来見通し等を総合的に勘案し、第5回提案価格は、一般株主の期待に応えられる十分な水準とはいえないとして、提案価格の引上げを要請

しました。

その後、2026年4月28日、筒井博昭氏より、当社の財務状況や直近の株価推移、過去の類似するMBO事例におけるプレミアム水準等を踏まえて、本公開買付価格を2,210円（同提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,279円に対して72.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,261円に対して75.26%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,281円に対して72.52%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,264円に対して74.84%のプレミアムが加えられた価格です。）とする旨の第6回目の価格提案書を受領しました。これに対して、本特別委員会は、2026年4月30日、第三者算定機関による当社株式価値の算定結果、当社株式の市場価格の動向及び当社のビジネスの将来見通し等を総合的に勘案し、2,210円という公開買付価格は一般株主にとって公正な価格であり、一般株主の利益への配慮がなされていると判断したことから、本取引の公表日である2026年5月11日の前営業日である2026年5月8日において、第三者算定機関による当社株式価値の算定結果、当社株式の市場価格の動向及び当社のビジネスの将来見通し等を改めて検証することを前提に、2026年4月30日時点においては当該提案価格に応諾する旨の返答をいたしました。

その後、本特別委員会は、2026年5月8日、第三者算定機関による当社株式価値の算定結果、当社株式の市場価格の動向及び当社のビジネスの将来見通し等を改めて検証し、本公開買付価格を2,210円とする第6回目の提案価格は一般株主にとって公正な価格であり、一般株主の利益への配慮がなされていると判断し、当該提案価格に応諾する旨の返答をいたしました。

（3）判断の内容

以上の経緯の下、当社は、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2026年5月8日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

また、当社は、第三者算定機関である東京共同会計事務所から、2026年5月8日付で当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の提供を受けております。（本株式価値算定書の概要については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「（ii）算定の概要」をご参照ください。）。

その上で、当社は、TMI総合法律事務所から受けた法的助言、AGSから受けた財務的見地からの助言及び東京共同会計事務所から取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものであるか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、以下の点等を踏まえると公開買付者が企図する施策の内容は合理的であり、本取引を通じて当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至りました。

ア コア事業である石油関連事業における中長期的な視点での安定供給体制の維持・強化及びサービスステーションの付加価値向上

全世界的な脱炭素化への大きな潮流により、当社グループの石油関連事業を取り巻く環境は着実に厳しさを増しており、中長期的には収益性低下のリスクに直面しております。また、地政学リスクの高まりによるエネルギー価格の高騰や原油及び天然ガス市場の不安定化により、石油関連事業を中心とした当社グループのビジネスモデルは、資本市場から十分な評価を得ることが難しい状況にあると

認識しております。

当社としては、店舗の無人化や AI 活用による業務効率化・高度化は、サービスステーションの人材確保や業務の効率化といった課題に大きな貢献が期待でき、ひいては当社の使命であるエネルギーの安定供給に資すると考えております。また、洗車・カーコーティング、車検及び整備といったサービスステーションの基盤サービスを軸に、各地域の顧客特性やニーズに応じたサービスメニューの最適化を図り、店舗複合化や関連サービスの拡充等、付加価値提供を強化することで、外部環境の変動に左右されにくい収益構造の構築を図ることができると考えております。加えて、EV 向け急速充電設備の導入等についても、石油元売業者の施策との整合を踏まえつつ、立地条件や利用動向を勘案しながら、段階的に検討・推進していくことで、従来の内燃機関車ユーザーに加え、EV ユーザーにとっても利便性の高い拠点としての機能を高め、将来的なモビリティ環境の変化にも柔軟に対応することが可能になると考えております。

しかしながら、上記店舗の無人化、AI 活用、店舗複合化及び EV 向け急速充電設備の導入のいずれもサービスステーション事業への先行投資が必要となり、また、石油関連事業の競争環境は依然として厳しいことから、脱炭素化の潮流が続く限り、これらの施策の実施と上場会社として資本市場から評価を得ることとの両立は容易ではないと考えており、企業価値の向上に繋げるまでには相当の時間を要すると考えております。

当社株式を非公開化することで、短期的な業績や株式価値の変動に過度に左右されることなく、エネルギーの安定供給という社会的役割と、中長期的な企業価値の向上を両立させる観点から、持続可能な経営判断を行っていくことが可能になる点で、本取引は当社にとってメリットがあると考えております。

イ 選択と集中による柔軟かつ機動的な事業ポートフォリオ運営

当社グループは、再生可能エネルギー分野における持続可能なエネルギーの活用及び安定的な供給のためには、限られた経営資源を既存のコア事業の収益力維持と成長分野への戦略的投資に振り分けていく必要があると考えております。一方で再生可能エネルギー分野の事業環境については成長可能性が見込まれるものの、法制度や技術動向等の外部環境の変化に大きく影響されることから、収益性の見通しが不安定になりやすい分野であると認識しております。そのため、今後も法改正や制度運用の変更等により、収益性の低下や将来見込みが変動する可能性があります。このような状況を踏まえ、当社は「選択と集中」をより推進し、適切な撤退と成長分野への戦略的なリソースの投下を実行していく方針です。具体的には、バイオマス燃料分野において、PKS (Palm Kernel Shell : パーム椰子殻) (注4) から一部撤退し、成長領域である EFB (Empty Fruit Bunches : 空果房)・OPT (Oil Palm Trunk : 樹幹) ペレット (注5) への戦略的な投資を進めていくこととしております。

(注4) 「PKS (Palm Kernel Shell : パーム椰子殻)」とは、パーム油の製造過程において、果実の核 (パームカーネル) から分離される殻を原料とするバイオマス燃料です。

(注5) 「EFB (Empty Fruit Bunches : 空果房)・OPT (Oil Palm Trunk : 樹幹) ペレット」とは、パーム油搾油後の房の残渣や、樹齢を迎え利用価値のなくなったパーム椰子の樹幹をペレット状にしたバイオマス燃料です。

しかしながら、これらの事業ポートフォリオの最適化を安定的な収益に繋げていくためには相応の期間を要するため、足元では短期的な目線での各事業の事業効率の向上を図るにとどまっており、また、脱炭素化の取り組みを意識するあまり、不採算事業の抜本的な見直しまでには至っておらず、柔軟かつ機動的なポートフォリオ運営は困難な状況にあります。

上記アと同様に、当社株式を非公開化することで、短期的な業績や株式価値の変動を過度に意識することなく、上記の事業撤退と戦略的投資を推進することが可能となる点で、本取引は当社にとってメリットがあると考えております。

ウ 中長期的な投資判断による人材確保・育成・採用強化

今後、当社の長期ビジョンや中期経営計画の目標達成には、経営資源の配分の見直しや外部環境の変化への更なる対応が必要と認識しており、そのためには、戦略的な施策の検討及びそれを速やかに実行に移すための迅速な経営判断がこれまで以上に求められるものと考えております。そして、上記ア及びイの施策の実行を含む経営判断を実現するための専門性の高い優秀な人材を獲得・定着させる観点から、職務内容や専門性、成果に応じた評価制度及び報酬体系の見直しを含めた人事制度の高度化についても検討していく必要があると認識しております。一方で、人材面において、業界全体として賃金水準の上昇が続いていると認識しており、人材確保の困難さは一層高まっていくと考えております。賃上げ、全従業員の適性を踏まえた再教育制度及び多様な働き方に対応する環境整備といった施策については、その投資効果が中長期的に顕在化する一方で、短期的には費用先行となるおそれがあり、上場維持下においては、短期的な業績に関する株主に対する説明責任が強く求められるため、これらの施策に関する投資のタイミング及び投資規模が制約される可能性があります。

当社としては、人材への投資を最重要課題の一つと位置付けているところ、上記ア及びイと同様に、当社株式を非公開化することで中長期的な視点での投資判断を行うことが可能になる点で、本取引は当社にとってメリットがあると考えております。

一方で、本取引を通じて当社株式を非公開化することによるデメリットについても検討いたしました。具体的には、本取引の実施により、当社株式は上場廃止となることが企図されているところ、これにより、①資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなること、②上場会社としての社会的な信用や知名度を前提とした従業員の採用・既存の従業員の定着及び取引先の維持・拡大等に悪影響を及ぼす可能性があること、③上場時と比較してコンプライアンス体制が弱体化する可能性があることのほか、④本不應募合意法人株主との資本関係が解消されることによる石油関連事業への影響について検討しました。

この点、①について、当社の現在の事業活動において、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は低いことから、支障はないと考えております。②については、当社グループの従業員は、社会活動に必要となるエネルギーを安定的に供給するという当社グループの役割にやりがいを感じて入社を希望する者が多いと認識しており、当社への入社理由は必ずしも上場企業であることに限られないこと、また、既存の従業員の定着について、近時は働く環境、処遇及び業務のやりがい等を重視する傾向が見られると認識していることから、大きなデメリットではないと考えております。また、上場廃止による取引先等に対する影響についても、当社の業界内における高い知名度・ブランド力を踏まえると、大きな悪影響はないと考えております。さらに、③について、公開買付者によれば、当社株式が上場廃止となった後も筒井博昭氏が当社の代表取締役として経営に関与して引き続き企業価値の向上に必要なガバナンス体制を維持する想定とのことであり、特段支障はないと考えております。④について、当社としては、ENEOSホールディングスが公表した2025年5月12日付「第4次中期経営計画」においては「石油製品の安定供給の重要性は当面継続」と掲げられているため、本取引後も当社の事業戦略やENEOSホールディングスとの取引関係は引き続きENEOSホールディングスの経営方針と整合しており、事業上の相互利益の関係に変わりはないと認識していることから、取引関係や事業運営に直接的な影響はないと考えており、また、日新については、長年の取引関係の構築により、資本関係を解消したとしても取引関係に影響はないと考えております。

以上のことから、当社は、2026年5月11日開催の取締役会において、当社株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断いたしました。

また、当社は、中長期的な視点から当社の企業価値を向上させるためには、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により当社株式を非公開化し、短期的な株式市場からの評価にとらわれずに各施策に迅速に取り組むことができる経営体制を構築することが必要であると考えております。そして、上記の各施策を効率的に実施するためには、当社の事業内容及び事業環境を熟知している当社の代表取締役社長である筒井博昭氏が、今後も当社の経営と支配の双方を実質的に担うことには合理性があると判断いたしました。

さらに、当社は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(1)端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由」に記載のとおり、本公開買付価格（2,210 円）並びに本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、2026 年 5 月 11 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。なお、かかる当社取締役会決議は、本公開買付け及び本スクイーズアウト手続の実施により当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

上記取締役会決議の詳細は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

その後、上記のとおり本公開買付けが成立いたしましたが、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかったことから、当社は、公開買付者からの要請を受け、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意法人株主のみとするため、本取締役会において本臨時株主総会の開催を決議し、本株式併合を本臨時株主総会に付議することといたしました。なお、本株式併合により、公開買付者及び本不応募合意法人株主以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

2. 株式併合の要旨

(1) 株式併合の日程

①	本臨時株主総会基準日公告日	2026年6月17日（水）
②	本臨時株主総会基準日	2026年7月2日（木）
③	取締役会決議日	2026年8月7日（金）
④	本臨時株主総会開催日	2026年9月10日（木）（予定）
⑤	整理銘柄指定日	2026年9月10日（木）（予定）
⑥	当社株式の最終売買日	2026年10月8日（木）（予定）
⑦	当社株式の上場廃止日	2026年10月9日（金）（予定）
⑧	本株式併合の効力発生日	2026年10月14日（水）（予定）

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式 990,000 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

6,676,394 株（注6）

（注6）当社は、本取締役会において、2026 年 10 月 13 日付で当社の自己株式 923,600 株（2026 年 7 月 2 日時点で当社が所有する自己株式数）を消却することを決議しておりますので、「減

少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。
なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案ど
おり承認可決されることを条件としております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

6,676,400 株（注 7）

（注 7）当社は、本取締役会において、2026 年 10 月 13 日付で当社の自己株式 923,600 株（2026 年
7 月 2 日時点で当社が所有する自己株式数）を消却することを決議しておりますので、「効
力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。
なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案ど
おり承認可決されることを条件としております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

6 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

24 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる
金銭の額

- (a) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による
処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及び本不
応募合意法人株主以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定で
す。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（合計数に 1 株に満たない端数
がある場合は、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関
係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対し、そ
の端数に応じて交付いたします。本株式併合が本取引の一環として行われるものであること等を踏
まえ、会社法第 235 条第 2 項が準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、
当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

- (b) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
株式会社 EDIAND（公開買付者）

- (c) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確
保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を
株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）からの借入れにより賄うことを予定
しているとのことです。当社は、公開買付者が 2026 年 5 月 12 日に提出した本公開買付けに係る公
開買付届出書及びそれに添付された融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の
方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の
合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、
また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

以上により、当社は、公開買付者の当該資金確保の方法に相当性が認められると判断しておりま

す。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026 年 10 月下旬を目途に会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026 年 12 月上旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2027 年 1 月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本株式併合は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手續として行われるものであるところ、公開買付者が本公開買付けの実施を決定した 2026 年 5 月 11 日時点において、公開買付者は当社株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。もっとも、公開買付者及び当社は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）に該当する取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在することを踏まえ、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、下記「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を実施いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）（以下「M o M」といいます。）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、M o M の買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、公開買付者及び当社において、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、下記「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の措置を実施していることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

② 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合においては、本株式併合の効力発生日の前日である 2026 年 10 月 13 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付け価格と同額である 1 株当たり 2,210 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

当社は、以下（ア）乃至（カ）に記載の点から、本公開買付け価格（2,210 円）は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保されたものであり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

（ア）下記「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 算定の概要」に記載されている本株式価値算定書における当社株式の株式価値算定結果によれば、本公開買付価格が、市場株価法及び類似企業比較法のレンジの上限値を上回り、かつ、ディスカウントキャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく1株当たり株式価値レンジの中央値を上回っていること

- (イ) 本公開買付価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2026 年 5 月 8 日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日の終値 1,250 円に対して 76.80%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 1,260 円に対して 75.40%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,277 円に対して 73.06%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 1,261 円に対して 75.26%のプレミアムが加算されたものであり、かかるプレミアム水準は、他社の類似取引事例におけるプレミアム割合の平均値（注 8）と比較すると、公表日の前営業日の終値、並びに公表日の前営業日までの直近 1 ヶ月間、直近 3 ヶ月間、及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準において、いずれもこれを上回っていること、また、当社株式の上場来最高値である 1,810 円（1996 年 3 月 6 日及び同年 5 月 30 日の取引時間中の最高値）に対しても 22.10%のプレミアムが付されていることに鑑みると、本公開買付価格に付されたプレミアムは、合理的かつ妥当なものと評価できること

（注 8）経済産業省が「公正な M&A の在り方に関する指針」を公表した 2019 年 6 月 28 日以降、2026 年 4 月 28 日までの間に公表され成立した非公開化を目的とした公開買付け事例（公開買付け実施前に公開買付者が所有する対象者株式の議決権保有比率が 3 分の 1 未満、かつ、公開買付け実施後の議決権保有比率が 3 分の 2 以上の案件を対象としており、自己株公開買付け案件及びディスカウント公開買付け案件は除外しております。）172 件におけるプレミアム割合を参照した結果、これらの事例における公表前営業日の終値、並びに直近 1 ヶ月間、直近 3 ヶ月間、及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム平均値は、順に 52.44%、54.19%、56.23%、56.87%です。

- (ウ) 下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本公開買付価格は、本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であり、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること
- (エ) 本公開買付価格が、上記措置が採られた上で、当社と筒井博昭氏及び公開買付者との間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格であること
- (オ) 下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会より取得した本答申書においても、本公開買付価格は公正なものであると考えられる旨の意見が示されていること
- (カ) 本公開買付価格は、当社の 2026 年 3 月 31 日現在の連結簿価純資産から算出した 1 株当たり純資産額 3,931.33 円（小数点以下第三位を四捨五入）を約 43.78%下回っているものの、純資産額は理論上の会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値算定において重視することは合理的ではないと考えております。また、当社の資産には、棚卸資産、サービスステーションを運営している所有物件及びその他賃貸等不動産などの流動性の低い事業用資産が相応に含まれていることを踏まえると、当社を清算する場合、現実的には簿価よりも相当程度低い金額でなければ換価することができないことが見込まれます。これらの資産売却の困難性に加えて、清算に付随するその他のコスト（清算事務に係る人件費、従業員に対する割増退職金、保有するサービスステーションの解体費用・土壌汚染対策費、工場設備の撤去費用、賃借不動産の原状回復費用、海外子会社を含めた事業清算のための弁護士等の専門家費用等）も加味した相応な追加コストが発生することが考えられること等を考慮すると、仮に当社を清算する場合には、連結簿価純資産額からの相当程度の毀損が見込まれます（なお、当社においては、実際に清算を予定しているわけではない

め、清算を前提とする見積書の取得等はありません。)。したがって、本公開買付価格が2026年3月31日現在の連結簿価純資産から算出した1株当たり純資産額を下回っていることをもって、本公開買付価格の公正性を否定する理由にはならないと考えております。

なお、当社は、①2025年10月31日付「特別損失（固定資産減損損失）の計上に関するお知らせ」に記載のとおり、2026年3月期中間期において、固定資産減損損失を計上しており、②2025年11月11日付「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、2026年3月期通期連結業績予想数値を修正しております。また、③2026年2月27日付「持分法適用関連会社の異動（株式譲渡）及び特別損失（関係会社株式売却損）の計上に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の持分法適用関連会社であるJリーフ株式会社の保有株式の全ての譲渡に伴い、2026年3月期の連結決算において、関係会社株式売却損を計上し、④2026年3月30日付「連結子会社の事業活動停止および特別損失の計上見込に関するお知らせ」に記載のとおり、当社連結子会社であるJJ FUEL SUPPLY SDN. BHD. の事業活動停止に伴い、特別損失を計上する見込みとなったことを公表しております（以下、総称して「本件各プレスリリース」といいます。）。もっとも、本件各プレスリリースのうち、上記①及び②については本取引の検討を開始する前の事象であり、また、上記③及び④も含めた本件各プレスリリースに記載の事項はいずれも本取引の検討とは無関係の要因によるものであるとともに、当社が意図的に当社株式の株価を下げる目的で公表したものではありません。したがって、下記「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 算定の概要」に記載の東京共同会計事務所による市場株価法の算定及び上記プレミアム水準の判断において、本件各プレスリリースの公表日以降の当社株価を考慮することに問題はないと考えております。

また、当社は、2026年5月11日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議した後、本取締役会が本臨時株主総会の招集を決議した時点に至るまでに、本公開買付価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上より、当社は、本株式併合によって生じる端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(a) 本公開買付けの成立

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、2026年5月12日から2026年6月22日までを公開買付期間とする本公開買付けを行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2026年6月29日をもって当社株式3,921,070株（所有割合：58.73%）を所有するに至りました。

(b) 自己株式の消却

当社は、本取締役会において、2026年10月13日付で当社自己株式923,600株（2026年7月2日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後（本株式併合実施前）の当社の発行済株式総数は6,676,400株となります。

(2) 上場廃止となる見込み

① 上場廃止

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本臨時株主総会において株主の皆様

のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意法人株主のみとする予定です。その結果、当社株式は東京証券取引所における上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。日程といたしましては、2026年9月10日から2026年10月8日まで整理銘柄に指定された後、2026年10月9日に上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本取引により当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断したためであります。

③ 一般株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社は、公開買付関連当事者のいずれからも独立した本特別委員会より、2026年5月8日付で、本取引は当社の一般株主にとって公正であると考えられる旨を内容とする本答申書を入手しております。

(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト(MBO)に該当する取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在することを踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) (以下「M o M」といいます。)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、M o Mの買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、公開買付者及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施していることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関である東京共同会計事務所に当社株式の価値算定を依頼し、2026年5月8日付で本株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、本取引に係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、東京共同会計事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。東京共同会計事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、本取引に係る東京共同会計事務所に対する報酬は固定報酬であり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。また、本特別委員会において、東京共同会計事務所を当社の第三者算定機関とすることについて承認しております。

(ii) 算定の概要

東京共同会計事務所は、当社株式の株式価値の算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社株式の株式価値の算定を行いました。東京共同会計事務所は、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を用い、比較可能な類似上場会社が存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を用い、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を用いて、当社株式の株式価値を算定いたしました。東京共同会計事務所が上記各手法に基づき算定した当社株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法：1,260円から1,277円

類似会社比較法：1,559円から1,651円

DCF法：2,019円から2,315円

市場株価法では、算定基準日を2026年5月8日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,260円、過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,277円、過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,261円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を1,260円から1,277円までと算定しております。

次に、類似会社比較法では、石油関連事業及び再生可能エネルギー関連事業と不動産事業とでは、それぞれが負っている事業リスクが異なることから、事業別に事業価値を算定して合算するサム・オブ・ザ・パーツ法を採用しております。具体的には、石油関連事業及び再生可能エネルギー関連事業については類似会社比較法を採用して事業価値を算定し、不動産事業については、売却予定の不動産については売却想定価格を、継続保有予定の不動産については賃貸等不動産の時価情報に基づいた評価額（以下、これらを纏めて「不動産価格に類する情報等」といいます。）を事業価値とみなし、それらを合算して事業価値及び株式価値を算定しております。石油関連事業及び再生可能エネルギー関連事業における類似会社比較法においては、当社と比較的類似する事業を営む類似上場企業として三愛オブリ株式会社、カメイ株式会社、シナネンホールディングス株式会社及びサンリン株式会社を選定した上で、事業価値に対するEBITDA マルチプルを用いて、当社株式の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲を1,559円から1,651円と算定しております。

そして、DCF法では、類似会社比較法と同様に、サム・オブ・ザ・パーツ法を採用しております。具体的には、石油関連事業及び再生可能エネルギー関連事業についてはDCF法を採用して事業価値を算定し、不動産事業については、不動産価格に類する情報等を事業価値とみなし、それらを合算して事業価値及び株式価値を算定しております。石油関連事業及び再生可能エネルギー関連事業におけるDCF法においては、当社の2026年3月期実績数値及び当社が足元の収益環境及び当社の業績等を踏まえて2026年5月8日時点で合理的に予測可能な期間を対象期間として作成した2027年3月期から2029年3月期までの3期分の石油関連事業及び再生可能エネルギー関連事業の事業計画（以下、これらを纏めて「本事業計画」といいます。）における財務予測、当社の直近までの財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年3月期第4四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、石油関連事業及び再生可能エネルギー関連事業の事業価値を算定しています。また、不動産事業については、不動産価格に類する情報等に基づく評価額を事業価値とみなしております。これらの事業価値を合算して株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,019円から2,315円までと算定しております。割引率は加重平均資本コストとし、7.24%～8.85%を採用しており、追加的なリスクプレミアムは考

慮しておりません。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長法及び乗数法を採用しております。永久成長法では永久成長率を、外部環境等を総合的に勘案の上、▲0.5%～0.5%とし、継続価値を2,264百万円から3,305百万円と算定しております。乗数法では企業価値に対するEBITDAの倍率を、類似会社比較法で選定した上場企業の水準を勘案の上、4.63倍～5.66倍とし、継続価値を3,261百万円から4,183百万円と算定しております。

また、非事業用資産として、資金繰り表の分析等により把握した必要現預金を現預金残高から控除して推定される余剰現預金、売却に制約がない投資有価証券などを当社の企業価値に加算しております。なお、売却に制約がある投資有価証券については受取配当金の額をフリー・キャッシュ・フローに加算することにより評価しております。

東京共同会計事務所が石油関連事業及び再生可能エネルギー関連事業のDCF法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。売上高は2027年3月期に34,735百万円（対前年比10.4%減少）、営業利益は2027年3月期に49百万円（対前年比589百万円増加）、EBITDAは2027年3月期に594百万円（対前年比597百万円増加）となることを見込んでおります。これは、当該期にて当社の連結子会社であるJJ FUEL SUPPLY SDN. BHD.における事業の撤退や連結子会社であるN S M諏訪ソーラーエナジー合同会社の太陽光発電設備の復旧による効果等が見込まれているためです。また、営業利益は2029年3月期に120百万円（対前年比114.3%増加）となることを見込んでおります。これは、再生可能エネルギー関連事業のうちバイオマス（EFB・ペレット）事業の利益改善が見込まれているためです。フリー・キャッシュ・フローは運転資本の資金化が鈍化することにより2028年3月期に343百万円（対前年比87.6%減少）となることを見込んでおり、設備投資予定額が減少することにより2029年3月期に556百万円（対前年比62.0%増加）となることを見込んでおります。なお、本取引により実現することが期待されるシナジー効果については、2026年5月8日時点において具体的に見積もることが困難であるため、本事業計画には加味しておりません。

また、本事業計画は、本取引において使用することを目的として、当社における独立した社内検討体制の下、策定されたものであり、足元の事業環境を踏まえて努力要素を十分に織り込んだ上で実現可能性を見込むことができる計画数値が設定されているところ、本特別委員会が、作成の前提、内容等について当社に質疑応答を行った上で、その合理性について確認及び承認を行っております。本事業計画における財務予測の設定においては、石油関連事業では、石油及び石油派生分野における当社の様々な強みを踏まえた成長余地があるものと考えており、業績実績から緩やかに成長する計画としております。また、再生可能エネルギー関連事業では、系統蓄電池の需要を取り込むことによる売上高の増加、及び、事業ポートフォリオの見直しによる経営資源の集中によって、収益性が向上する計画としております。なお、本事業計画は、当初2026年2月に作成し、同年3月30日の当社の連結子会社の事業活動停止及び当社の特別損失計上見込の公表を踏まえて内容を更新しております。なお、本事業計画における2026年3月期の事業計画値の経常利益については、当社の持分法適用関連会社であったJリーフ株式会社の全株式譲渡により、第3四半期まで計上した持分法投資損失を特別損失（関係会社株式売却損）に振り替えたこと等により、2026年3月期の連結業績予想の数値から上方修正された数値となっております。

（単位：百万円）

	2026年 3月期 (3ヶ月)	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期
売上高	9,067	34,735	34,549	35,515

営業利益	▲285	49	56	120
EBITDA	▲148	594	600	663
フリー・キャッシュ・フロー	12	2,765	343	556

(注 9) 2026 年 3 月期 (3 ヶ月) の財務予測について、売上高、営業利益及び EBITDA は、2026 年 3 月期 (12 ヶ月) の実績値 (累計値) から 2025 年 12 月末までの実績値 (累計値) を控除した数値を使用しております。また、フリー・キャッシュ・フローは、2026 年 3 月期 (3 ヶ月) 及び 2027 年 3 月期から 2029 年 3 月期までの売上高、営業利益及び EBITDA を基に計算しています。

(注 10) 不動産事業については、不動産価格に類する情報等に基づく評価額を事業価値とみなし、事業価値に合算するサム・オブ・ザ・パーツ法を採用していることから、上記の財務予測の数値は、DCF 法を適用した石油関連事業及び再生可能エネルギー関連事業のみに係る数値であり、不動産事業に係る数値は含まれておりません。

(注 11) 東京共同会計事務所は、当社株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びその関係会社の資産及び負債 (簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。) に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣による 2026 年 5 月 8 日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するために、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。TMI 総合法律事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、本取引に係る TMI 総合法律事務所に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、本特別委員会において、TMI 総合法律事務所を当社のリーガル・アドバイザーとすることについて承認しております。

③ 当社における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するために、公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして、AGS を選任し、AGS から、本公開買付けを含む本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点についての助言や、財務的見地からの助言を受けております。AGS は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、本取引に係る AGS に対する報酬には、本取引の公表や成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。しかし、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合でも当社に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等を勘案すれば、本取引の公表や成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないとの判断のもと、上記の報酬体系により AGS を当社のファイナンシャル・アドバイザーとして選任しております。また、本特別委員会において、AGS を当社のファイナンシャル・アドバイザーとすることについて承認しております。

④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 特別委員会設置の経緯

当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(1) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、本取引がマネジメント・バイアウト(MBO)に該当し、当社又は当社の一般株主との間に構造的な利益相反の問題が典型的に存在するため、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2026年1月27日開催の当社取締役会決議に基づき、公開買付関連当事者及び本取引の成否のいずれからも独立した委員である津國伸郎氏(当社社外取締役兼独立役員(監査等委員)、極東証券株式会社社外監査役)、宮部よしみ氏(当社社外取締役兼独立役員(監査等委員)、税理士、湘南信用金庫非常勤監事)及び弁護士として法律に関する高い見識を有する小久保崇氏(弁護士、小久保法律事務所)の3名によって構成される本特別委員会を設置いたしました。

そして、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(a)本取引の目的の合理性(本取引が当社企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項、(b)本取引の取引条件の公正性(買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引条件が公正なものとなっているかを含む。)に関する事項、(c)本取引の手続の公正性(取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。)に関する事項、及び、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、本取引が一般株主にとって公正であるか否か(以下(a)乃至(d)の事項を「本諮問事項」といいます。)について諮問し、これらの点についての答申書を当社に提出することを委嘱いたしました。

また、本特別委員会への諮問にあたり、当社取締役会は、本公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の意見を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこととし、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は本取引を行う旨の意思決定を行わないこととする旨を決議しております。併せて、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a)当社の費用負担の下、本取引に係る調査を行うことができる権限、

(b)本特別委員会自ら取引関係者と協議・交渉することができ、また、本特別委員会の判断により、当社の役職員(利益相反のおそれがないものに限る。)をして、上記協議・交渉に関与させることができる権限、(c)議事運営上の便宜の観点から、特別委員会に当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザーが陪席する場合であっても、本特別委員会は、当該陪席者に対し、適宜、退席を求めることができる権限、(d)本特別委員会が必要と認めるときは、当社の費用負担の下、特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができる権限、並びに、本取引に係る当社のアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、当社のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができる権限をそれぞれ付与しております。なお、本特別委員会の各委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定額のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていません。

(ii) 特別委員会における検討の経緯

本特別委員会は、2026年2月10日から2026年5月8日まで合計12回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。

具体的には、本特別委員会は、まず、2026年2月10日、リーガル・アドバイザーとしてのTMI総合法律事務所、ファイナンシャル・アドバイザーとしてのAGS、並びに第三者算定機関としての東京共同会計事務所について、公開買付関連当事者からの独立性及び専門性に問題がないことを確認し、それぞれを当社のアドバイザー及び第三者算定機関として選任することを承認しております。また、本特別委員会は、必要に応じて当社のアドバイザー等から専門的助言を得ることを確認しました。さらに、本特別委員会は、当社が社内に構築した本取引の検討体制についても、当社から説明を受けた上で、独立性・公正性の観点から問題がないこと

を確認し、承認しております。

本特別委員会は、TMI 総合法律事務所から、特別委員会の設置が求められる背景、特別委員会の役割等についての説明を受け、本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定にあたっての留意事項等についての法的助言を踏まえ、本取引における手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。また、本特別委員会は、筒井博昭氏及び公開買付者並びに当社より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討を行うとともに、筒井博昭氏に対して本取引の背景・目的、公開買付者が本取引後に実施することを想定している施策及びその他本取引の諸条件等を含む質問事項を送付し、回答を受けました。その後、筒井博昭氏に対して本取引を実施するメリット及び公開買付者が本取引後に実施することを想定している施策等を含む追加質問事項を送付し、本特別委員会は、筒井博昭氏と直接面談をして、当該質問事項及び当該追加質問事項を踏まえた本取引の内容、背景、意義・目的、本取引後に検討している施策の内容について、説明を受けております。

その上で、当社に対して本取引の背景・目的、本取引を行うことを必要と考える理由、本取引実施後の経営体制及び実施予定の施策等の当社としての認識についてインタビューを実施しました。

また、本特別委員会は、本事業計画について、公開買付者、本不応募合意株主、本応募合意株主及び本応募合意株主（再出資）から独立した者によって作成されていることを確認するとともに、当社から重要な前提条件について説明を受け、最終的な本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認し、承認しております。

本特別委員会は、当社が、2026 年 4 月 3 日に筒井博昭氏から本公開買付価格を 1,850 円とする提案を受領して以降、当社の第三者算定機関である東京共同会計事務所による当社株式の価値算定の結果や公開買付者との交渉方針等を含めた助言、当社のファイナンシャル・アドバイザーである A G S から受けた財務的見地からの助言、また、TMI 総合法律事務所からの特別委員会の意義・役割等を含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容についての助言を踏まえ、公開買付者の影響を排除した公正な手続によって本公開買付価格の検討を重ね、A G S を通じて、取引条件に関する公開買付者との交渉過程に実質的に関与しました。

(iii) 特別委員会における判断内容

本特別委員会は、以上のような経緯の下、本諮問事項について慎重に協議・検討した結果、2026 年 5 月 8 日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本答申書を提出いたしました。答申の理由を含む本答申書の詳細については、本意見表明プレスリリース別添 1 をご参照ください。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認

当社は、TMI 総合法律事務所から受けた法的助言、A G S から受けた財務的見地に基づく助言、東京共同会計事務所から取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に検討いたしました。その結果、当社取締役会は、2026 年 5 月 11 日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（取締役合計 7 名のうち、筒井博昭氏及び入龍弥氏を除く 5 名）の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

なお、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、当社の取締役のうち、

- (i) 筒井博昭氏は、本取引の提案者であるとともに公開買付者の代表取締役であり、かつ、本取引後も継続して当社の代表取締役として当社の経営に関与することを予定していること、また、
- (ii) 入龍弥氏は本不応募合意株主である E N E O S ホールディングスの完全子会社である E N E

OS株式会社（以下「ENEOS」といいます。）に2021年3月まで在籍していたことから、上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、本取引に関して、当社の立場において、公開買付者との協議及び交渉に一切参加しておりません。なお、柴崎正典氏及び津國伸郎氏は、公開買付者に対して、その所有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募する意向の連絡を行っていた三井住友銀行の出身ですが、同社に在籍していたのが、柴崎正典氏は8年以上前であり、津國伸郎氏は15年以上前であることに鑑みて、本取引の公正性に影響を与えないと判断されたことから、本取引の検討に関する議題の審議に参加しております。

⑥ 当社における独立した検討体制の構築

当社は構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者、本不応募合意株主、本応募合意株主及び本応募合意株主（再出資）から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社の取締役のうち、（i）筒井博昭氏は、本取引の提案者であるとともに公開買付者の代表取締役であり、かつ、本取引終了後も継続して当社の代表取締役として当社の経営に関与することを予定していること、また、（ii）入龍弥氏は本不応募合意法人株主であるENEOSホールディングスの完全子会社であるENEOSに2021年3月まで在籍していたことから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、2026年1月27日開催の本特別委員会の設置に係る当社取締役会決議を含む本取引に関する取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において、公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。当該検討体制は、全て公開買付者、本不応募合意株主、本応募合意株主及び本応募合意株主（再出資）から独立性の認められる役職員（取締役執行役員である伊藤真氏及び当社従業員3名）のみで構成することとし、2026年5月11日に至るまでかかる取扱いを継続しております。

これらの取扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制、具体的には本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する役職員の範囲及びその職務（当社の株式価値の評価の基礎となる本事業計画の作成等の高い独立性が求められる職務を含みます。）はTMI総合法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性に問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

⑦ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおいては、当該期間よりも長期の30営業日に設定しているとのことです。このように、公開買付期間を法定の最短期間である20営業日よりも長期に設定することにより、当社の株主の皆様は本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、間接的なマーケット・チェックを行い、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。なお、本取引においては、積極的なマーケット・チェックが実施されていないものの、情報管理の観点から積極的なマーケット・チェックを行うことは実務上容易ではないことを踏まえると、積極的なマーケット・チェックを実施する意義が大きいとはいえず、積極的なマーケット・チェックが実施されていないことのみをもって、本公開買付けにおける公正性の担保として不十分であることにはならないと考えております。

4. 今後の見通し

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の

「(2) 上場廃止となる見込み」の「①上場廃止」に記載のとおり、本株式併合の実施に伴い、当社株式は上場廃止となる予定です。

5. MBO等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本株式併合は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当する本取引の一環として行われるものであり、東京証券取引所の有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用されます。当社は、2026年6月29日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、本取引の公正性を担保するため、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じており、これにより一般株主の利益を害することがないよう努めております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 一般株主にとって公正であることに関する特別委員会から入手した意見

当社は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、公開買付関連当事者のいずれからも独立した本特別委員会より、2026年5月8日付で、本取引は当社の一般株主にとって公正であると考えられる旨を内容とする本答申書を入手しております。本答申書の内容については、本意見表明プレスリリース別添1をご参照ください。なお、本答申書は、本株式併合を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式併合を行うに際しては、本特別委員会からの意見を改めて取得していません。

IV. 単元株式数の定め廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなるためです。

2. 廃止予定日

2026年10月14日（予定）

3. 廃止の条件

本臨時株主総会において本株式併合に係る議案及び単元株式数の定め廃止に係る定款の一部変更に係る議案（下記「V. 定款の一部変更について」をご参照ください。）が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

V. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は24株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものです。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第7条（自己の株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。
- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。
- (4) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者及び本不応募合意法人株主のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）及び第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,040万株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>24株</u> とする。
（自己の株式の取得） 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u>	（削除）
（単元株式数） 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	（削除）
（単元未満株式についての権利） 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、 <u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> （1） <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> （2） <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>	（削除）

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	
第10条～第12条 (条文省略)	第7条～第9条 (現行どおり)
(定時株主総会の基準日)	
第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	(削除)
第14条 (条文省略)	第10条 (現行どおり)
(電子提供措置等)	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	(削除)
2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	
第16条～第36条 (条文省略)	第11条～第31条 (現行どおり)

3. 定款変更の日程

2026年10月14日 (予定)

4. 定款変更の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

以 上